

副 本

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

令和7年2月3日

証 拠 説 明 書 (B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

## 記

### 乙B第182号証

証拠の標目	防災基本計画（抜粋） （内閣府ウェブサイト <a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf">https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf</a> よりダウンロード） [表紙，目次，1ないし11，258ないし317頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年6月28日
作成者	中央防災会議
立証趣旨	本書証は，中央防災会議が，災害対策基本法34，35条に基づき，政府の防災対策に関する基本的な計画について規定するものである。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
【分類②】	・国は，中央防災会議において，防災基本計画を作成していること（準備書面(36)第2の1(1)（4頁）） ・防災基本計画においては，「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから，災害時の被害を最小化し，被害の迅速な回復を図る『減災』の考え方を

	<p>防災の基本理念と」するとされていること（準備書面(36)第2の1(1)（4頁）：本書証2頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災基本計画においては、「絶えず災害対策の改善を図ることとする。」とされていること（準備書面(36)第2の1(1)（4頁）：本書証2頁）</li> <li>・ 防災基本計画においては、継続的改善の考え方に基づき、「国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府〕、地方公共団体、原子力事業者等は、訓練後には専門家の評価も活用し、課題等を明らかにし、必要に応じ、防災訓練計画やマニュアルの改善等を行うものとする。」とされていること（準備書面(36)第2の1(1)（5頁）：本書証275頁）</li> <li>・ 防災基本計画においては、「複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。」とされていること（準備書面(36)第3の2(2)イ（15頁）：本書証293頁）</li> </ul>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

乙B第183号証

証拠の標目	原子力災害対策指針 (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="https://www.nra.go.jp/data/000473921.pdf">https://www.nra.go.jp/data/000473921.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年9月11日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、原子力規制委員会が、原子力災害対策特別措置法6条の2第1項に基づき、原子力災害発生時の防護措置、医療体制及び原子力規制委員会の対応等について規定するものである。  本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類②】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、原子力規制委員会において、原子力災害対策指針を作成し、原子力災害対策に関する専門的、技術的事項を定めていること（準備書面(36)第2の1(1)(4頁))</li> <li>・原子力災害対策指針においては、「減災」の考え方に基づき、「本指針の目的は、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとするところにある。」とされ</li> </ul>

	<p>ていること（準備書面(36)第2の1(1)（4頁）：本書証1頁）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・原子力災害対策指針においては、継続的改善の考え方に基づき、「防災とは、新たに得られた知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。」とされていること（準備書面(36)第2の1(1)（4頁）：本書証35頁）</li><li>・原子力災害対策指針においては、「訓練の実施後には、その結果を評価して必要な改善を行う等、防災体制の更なる改善を図ることが必要である。」とされていること（準備書面(36)第2の1(1)（5頁）：本書証22頁）</li></ul>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

乙B第184号証

証拠の標目	よくある御質問 (内閣府ウェブサイト <a href="https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/faq/faq.html">https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/faq/faq.html</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和7年1月10日(印刷日)
作成者	内閣府
立証趣旨	本書証は、内閣府が、原子力防災に関してウェブサイトにおいて公表している質問と回答である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類②】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、地方公共団体による地域防災計画及び避難計画の策定や、その具体化、充実化、原子力防災訓練の実施に対し支援を行っていること(準備書面(36)第2の1(2)(5頁))</li> <li>・国が原子力発電所の所在する全国13の地域に設置した地域原子力防災協議会において、各地方公共団体の地域防災計画や避難計画を含むその地域の緊急時における対応を取りまとめた緊急時対応が取りまとめられ、原子力防災会議(内閣総理大臣を議長とし、全閣僚と原子力規制委員長等で構成される。)において、避難計画を含む緊急時対応が原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的なものとなっているかを確認することとされていること(準備書面(36)第2の1(2)(5,6頁))</li> </ul>

乙B第185号証

証拠の標目	<p>令和6年版防災白書（抜粋）</p> <p>（内閣府ウェブサイト  <a href="https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/r6_all.pdf">https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/r6_all.pdf</a> よりダウンロード）</p> <p>[表紙，目次，31ないし68，123ないし139頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年6月14日
作成者	内閣府
立証趣旨	<p>本書証は，内閣府が，災害対策基本法9条2項に基づき，防災に関してとった措置の概況及び令和6年度において実施すべき防災に関する計画について取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって，以下のことを明らかにする。</p>
【分類②】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国13の地域原子力防災協議会のうち，令和5年度末時点で9地域において緊急時対応の取りまとめがなされていること（準備書面(36)第2の1(2)（6頁）：本書証129頁）</li> <li>・志賀地域の地方公共団体である石川県及び富山県並びに5市4町（石川県志賀町，同七尾市，同輪島市，同羽咋市，同かほく市，同中能登町，同宝達志水町，同穴水町及び富山県氷見市）において地域防災計画（原子力災害対策編）及び避難計画が策定さ</li> </ul>

	れていること（準備書面(36)第2の2（6頁）：本書証127頁）
--	----------------------------------



乙B第186号証

証拠の標目	<p>石川県地域防災計画（原子力防災計画編）</p> <p>（石川県ウェブサイト  <a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/bousaikeikaku/documents/genshiryokubousai.pdf">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/bousaikeikaku/documents/genshiryokubousai.pdf</a>  よりダウンロード）</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年5月25日
作成者	石川県
立証趣旨 【分類②】	<p>本書証は、石川県が、災害対策基本法に基づき取りまとめた地域防災計画である（甲A12号証，甲A129号証を修正したもの。）。</p> <p>本書証によって、「関係市町は、住民等の屋内退避及び避難等の防護対策を実施するに当たって、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、本計画及び『石川県避難計画要綱』に基づき、次の事項を盛り込んだ避難計画を作成する。」とされており、関係市町の避難計画において、発電所からの距離別人口や世帯数等を踏まえ、屋内退避及び避難が具体化されることとなっていること（準備書面(36)第3の2(2)ア（13頁）：本書証42頁）を明らかにする。</p>

乙B第187号証

証拠の標目	<p>第1回石川県防災会議震災対策部会議事要旨          (石川県ウェブサイト  <a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/bousaikaigi/documents/bukailgizi.pdf">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/bousaikaigi/documents/bukailgizi.pdf</a>          よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年4月19日
作成者	石川県
立証趣旨 【分類②】	<p>本書証は、令和6年4月19日に開催された、第1回石川県防災会議震災対策部会の議事概要である。</p> <p>本書証によって、石川県は、令和6年能登半島地震を踏まえた被害想定等の見直しを行い、同県防災計画に反映させるとしていること（準備書面(36)第3の2(2)ア(14頁))を明らかにする。</p>

乙B第188号証

証拠の標目	<p>第1回石川県防災会議初動対応検証委員会 資料2 検証方針(案) (石川県ウェブサイト <a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/bousaikaigi/20241028/documents/03_shiryo2_houshin.pdf">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/bousaikaigi/20241028/documents/03_shiryo2_houshin.pdf</a> よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年10月28日
作成者	石川県
立証趣旨 【分類②】	<p>本書証は、令和6年10月28日に開催された、第1回令和6年能登半島地震対策検証委員会における配布資料である。</p> <p>本書証によって、石川県は、令和6年能登半島地震を踏まえた被害想定等の見直しを行い、同県防災計画に反映させるとしていること(準備書面(36)第3の2(2)ア(14頁))を明らかにする。</p>

乙B第189号証

証拠の標目	令和6年能登半島地震災害対応検証報告書 (富山県ウェブサイト <a href="https://www.pref.toyama.jp/documents/45124/r6kensho.pdf">https://www.pref.toyama.jp/documents/45124/r6kensho.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年12月
作成者	富山県
立証趣旨 【分類②】	<p>本書証は、富山県が、令和6年能登半島地震に際しての対応を検証した報告書である。</p> <p>本書証によって、富山県は、津波警報発表時の適切な避難の在り方等の14の項目について、今後、同県防災計画に反映させるとしていること（準備書面(36)第3の2(2)ア(14頁))を明らかにする。</p>

乙B第190号証

証拠の標目	<p>第二百十三回国会 衆議院原子力問題調査特別委員会 議録第二号（抜粋）</p> <p>（国会会議録検索システム <a href="https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/121304194X00220240418">https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/121304194X00220240418</a> よりダウンロード）</p> <p>[1ないし3頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年8月20日
作成者	衆議院事務局
立証趣旨 【分類②】	<p>本書証は、令和6年4月18日に開催された衆議院原子力問題調査特別委員会の議事録である。</p> <p>本書証によって、山中伸介・原子力規制委員会委員長は、「原災指針の基本的な考え方は、家屋の倒壊や道路の寸断が発生した状況においては、自然災害からの避難を優先した上で屋内退避を行うという複合災害時の基本的な対応に沿ったものであり、能登半島地震における家屋倒壊や道路寸断の状況は原災指針の想定の中に含まれていると言えます。」と述べていること（準備書面(36)第3の2(2)イ(15頁)：本書証3頁)を明らかにする。</p>

乙B第191号証

証拠の標目	<p>緊急時モニタリングに関する取組状況</p> <p>(原子力規制委員会ウェブサイト  <a href="https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100005642">https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100005642</a>  よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年10月16日
作成者	原子力規制庁
立証趣旨 【分類②】	<p>本書証は、令和6年10月16日に開催された、令和6年度第38回原子力規制委員会における配布資料である。</p> <p>本書証によって、原子力規制委員会は、通信回線の多重化や無人航空機によるモニタリングの導入等の緊急時モニタリングの信頼性向上に取り組むとしていること(準備書面(36)第3の4(2)ア(17頁))を明らかにする。</p>

乙B第192号証

証拠の標目	<p>令和6年版情報通信白書（抜粋）          （総務省ウェブサイト  <a href="https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r06/pdf/00zentai.pdf">https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r06/pdf/00zentai.pdf</a> よりダウンロード）          [表紙，目次，1ないし34頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年7月5日
作成者	総務省
立証趣旨 【分類②】	<p>本書証は，総務省が，情報通信分野の現状と課題等について取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって，総務省は，令和6年能登半島地震を踏まえ，「携帯電話基地局、光ファイバの強靱化」，「衛星通信の利用の拡大」等に取り組むとしていること（準備書面(36)第3の4(2)イ（17頁）：本書証28，29頁）を明らかにする。</p>

乙B第193号証

証拠の標目	石川県創造的復興プラン（本文，別冊施策編） （石川県ウェブサイト <a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/souzoutekifukkousuishin/fukkouplan.html">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/souzoutekifukkousuishin/fukkouplan.html</a> よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年6月
作成者	石川県
立証趣旨	本書証は，石川県が，令和6年能登半島地震からの復興に関する事項について取りまとめたものである。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
【分類②】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星系通信の活用など通信事業者や国と連携した情報通信基盤の強靱化に取り組むとされていること（準備書面(36)第3の4(2)イ（18頁）：本書証別冊31頁）</li> <li>・金沢と奥能登を結ぶ主要幹線道路を中心とする防災道路ネットワークを検討するとともに，国や他県と連携した北陸圏域道路啓開計画の策定を行うとされていること（準備書面(36)第3の5(2)（19頁）：本書証別冊16，105頁）</li> </ul>



乙B第194号証

証拠の標目	<p>北陸圏域道路啓開計画          (国土交通省北陸地方整備局ウェブサイト  <a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/road/dourokeikaikeikaku/hrrRTEP241225.pdf">https://www.hrr.mlit.go.jp/road/dourokeikaikeikaku/hrrRTEP241225.pdf</a> よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年12月25日
作成者	北陸圏域道路啓開計画策定協議会
立証趣旨 【分類②】	<p>本書証は、大規模地震等の想定される災害に対し、発生時に迅速な道路啓開が可能となるよう、啓開の考え方や手順、事前に備えるべき事項等を定めた道路啓開計画である。</p> <p>本書証により、国土交通省北陸地方整備局、新潟県、富山県及び石川県等からなる北陸圏域道路啓開計画整備協議会が、令和6年12月25日に北陸圏域道路啓開計画を策定したこと（準備書面(36)第3の5(2)(19頁)を明らかにする。</p>